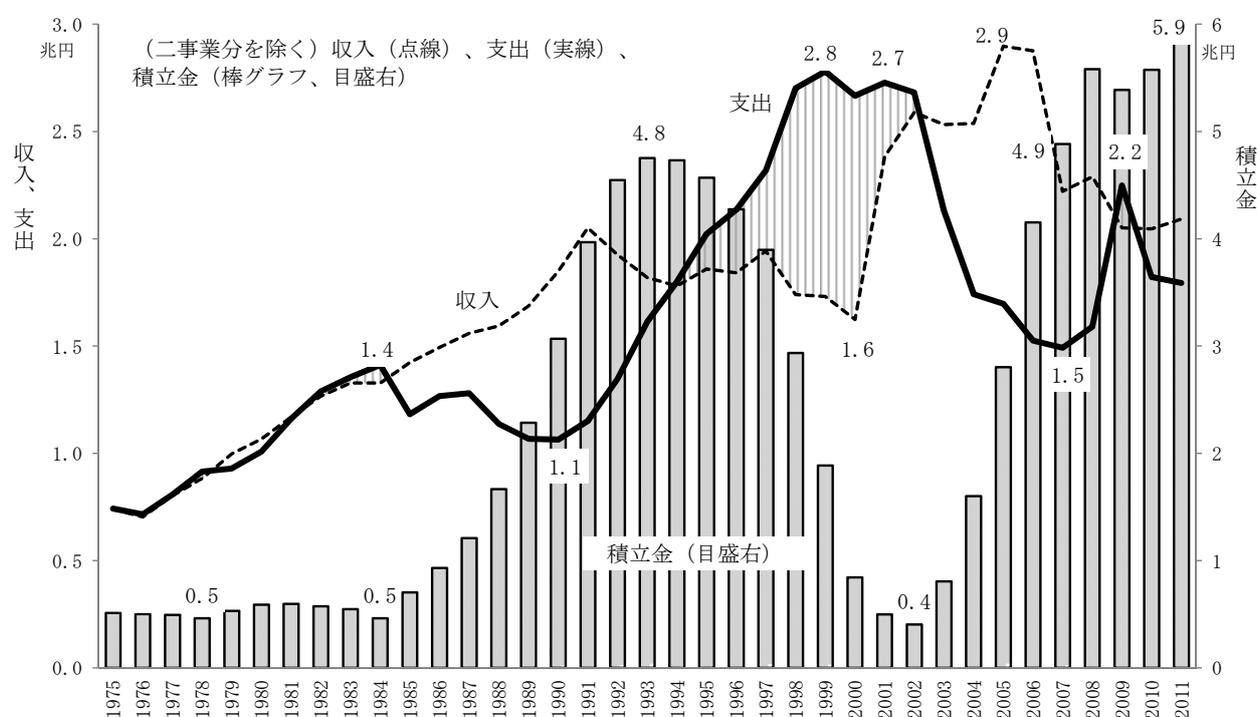


## 第2章 積立金

雇用保険の積立金は、二事業分を除く収入と支出の差の累積である。収支差が黒字のときはその額が積み立てられ、赤字のときは積立金はその額だけ取り崩され、赤字の補てんに充てられる。積立金は2011年度末で5.9兆円であるが、2002年度末は0.4兆円であった。その後、年々増加し、2008年度末に5.6兆円と、概ね現在の水準となった。

積立金の変動には、収入と支出双方の変化が集約されて現れる。下図は、現行雇用保険制度が発足した1975年度以降の収入、支出の推移を、積立金と併せてみたものである。

【図2-1】二事業分を除く収入、支出、積立金の推移



2002年度から2008年度に至る積立金の増は、支出（実線）がその間、2.7兆円から1.5兆円まで凡そ半減する一方、収入（点線）が支出に比べればおおむね一定であった結果であることがわかる。2002年度の積立金0.4兆円は遡れば、1993年度に4.8兆円あったのが、0.4兆円まで減少したものである。その差は、1994年度から2002年度の間、支出が収入を上回っていた分、つまり赤字の充当に充てられた。（図では赤字部分に薄い縦線を入れてある。）

さらに1993年度の積立金4.8兆円は、1985年度以降1993年度まで、収入が支出を上回っていた分、つまり黒字分が累積したものであることもわかる。

収入が支出を上回る時期は、1985年度から1993年度、2003年度から2008年度、そして2010年度以降である。いずれも景気回復、上昇の局面で、雇用失業情勢が比較的よかった時期を含

## 第2章

む期間である<sup>34</sup>。逆に支出が収入を上回る時期は、1994年度から2002年度で、いわゆるバブル崩壊後の景気停滞、下降局面で、雇用失業情勢がよくなかった時期を含む期間である。

総じて言えば、経済の景気回復、上昇局面では収入が支出を上回り、積立金が増大する。一方、景気停滞、下降局面では支出が収入を上回り、その分を積立金の取り崩しで賄う。支出は、雇用失業情勢の違いで、極めて大きくなる年もあれば、比較的少額で済む年もある。雇用保険財政はこれの繰り返しである。

### 1 雇用保険の積立金の役割

収入に比べて支出が大きく変動するのは、支出の大きな構成要素である基本手当の受給者数が、月平均で100万人を超える年もあれば60万人を下回る年もあるというように倍近い変動を示すからである（図1-13参照）。収入の方は、料率改定があった2001年度や2007年度などの動きを除けば、その変動は支出ほど大きくない。保険料収入は料率以外に雇用者数と賃金にも連動するが、共に変動は、通常は年数%程度のものである。

その結果、収支差の赤字が続く期間、黒字が続く期間が交互に現れる。雇用失業情勢は予測が難しく、あらかじめ支出に見合う収入となるように料率を定めるのは困難である。雇用保険は、単年度ではなく、中長期的に収支のバランスを図る保険なのである。

このような収支の変動がある雇用保険において、積立金は、雇用失業情勢が悪化した際にも失業者に対し安定した給付を担保する役割を担う。支出が相対的に少ない好況期に支出が減り、保険料収入の一部が積み立てられ、支出が相対的に多い不況期に、積立金を給付財源として取り崩す。このように積立金は、将来、雇用情勢が悪化し、収入が不足する事態になった場合に、雇用保険の安定した給付を維持するための財源となる。経済変動をはじめとして様々な要因によって発生する収支差を長期的に均す機能ともいえる。

これは、失業の保険である雇用保険の特徴である。この積立金の役割を、保険の機能という観点からみてみよう。

#### （一般の保険）

一般に保険とは、多数の経済単位が1つの集団を構成し、各自が拠出した保険料によって構成員の一部が被った損害をてん補する、いわゆる危険分散の制度である。そして、大数の法則の上に成立する制度である。大数の法則とは、一見偶然と思われる事象も、大量観測すれば、一定の法則がみられるという原理である。個々の保険の対象にとっては偶然の事故であっても、保険が成立するためには、全体としては事故の件数を予測できる確率事象でなくてはならない。事故の件数を予測できなければ、集団構成員の保険料負担の大きさを決めることができず、保険が成立しない。大量観察できるほどの多数であることと、多数であって、大数の法則から危

<sup>34</sup>1991年2月から1993年10月までのような景気後退とされる時期も含む。

險発生の確率を導き出せることが保険成立の前提とされる<sup>35</sup>。

### （雇用保険）

しかし雇用保険の場合、雇用労働者の失業に関しては、過去の実績が将来も続くものとして保険料負担を課しても、多くは収支が合わない結果となる。これは失業の確率が、経済情勢等に応じて刻々と変わり、また、予測も困難であるからである。さらに、雇用労働者の失業は、景気が悪化すれば、保険加入者全員の失業リスクが上昇する<sup>36</sup>という特徴を持つ<sup>37</sup>。失業には、景気循環による同時多発性という特徴がある<sup>38</sup>。これらの点は、交通事故、火災など、民間の保険が一般に扱う事象と異なる点である<sup>39</sup>。

しかし、保険料を徴収しつつ、労働者が失業した場合に、生活安定のための必要な給付は維持しなくてはならない。このため、積立金が極めて重要な役割を果たすことになる。

これを危険分散という保険の機能の観点からみると、将来の危険（失業）に備えて、今、負担した保険料の一部を積立金に回す、或いは、今の失業に、積立金となっている過去の保険料の一部を充てる、ということである。換言すれば、危険を同一時点の集団の構成員だけに分散するのではなく、時間軸方向にも分散することである<sup>40</sup>。ただ、将来の失業の確率の特定が難しく、分散の程度（積立金の大きさ）の特定が困難である。将来の失業変動を予測し、分散の程度（積立金の大きさ）を特定することは困難であることから、常に経済情勢や収支の動き、積立金の水準を踏まえて保険料率の管理を行うことが求められる。

（補足）一般に保険は、大数の法則の成立を前提に、収支均等の原則と給付・反対給付の原則（個別的収支均等の原則）で支えられるものとされる。収支均等の原則とは、危険集団の構成員が支払う保険料の総額は支払われる保険金の総額に等しくなければならないということであり、給付・反対給付の原則（個別的収支均等の原則）とは、危険集団の構成員各自が負担する保険料は、支払い保険金に事故発生確率を乗じた額、すなわち受け取る保険金の期待値に等しいということである。雇用保険の場合、1年でみれば収支均等の法則は必ずしも成り立たないことになる。さらに、失業の危険の高い雇用者は保険料率を高くするという仕組にはしておらず、この点、給付・反対給付の原則に立っているわけでもない（保険料率を建設業等一部の業種で高くしているほかは一律である。）。

<sup>35</sup> 民間の保険は、これらを考え方の前提とし、保険契約の可否を判断し、引き受ける場合は事故発生のリスクの高い人には高い料率を適用する、免責事項を設定するなど、いろいろな工夫をする。

<sup>36</sup> 各人の失業は、お互いに独立した事象である、という前提が適用できないことになる。

<sup>37</sup> また、失業には、さらに、履歴（ヒステリシス）効果も指摘（『労働経済白書---平成14年版労働経済の分析』第6章 2002年）されている。失業の長期化が求職活動の低下を招き、失業をより長期化させるという効果である。これも失業確率の特定を難しくさせる。

<sup>38</sup> 失業と似た特徴を持つ経済変動によるリスクとして、最近では、企業の債務不履行のリスク（default risk）に関する研究が数多くなされている。

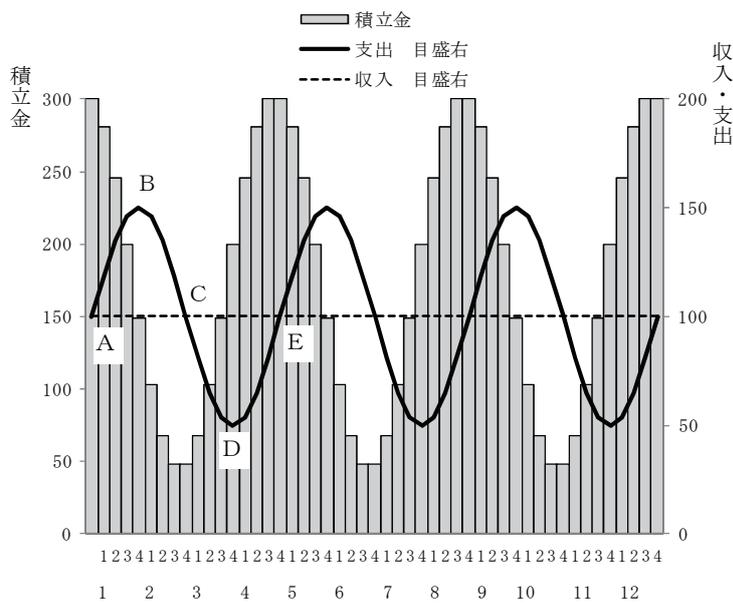
<sup>39</sup> 保険の定義にもよるが、相互扶助という点では保険である。雇われている企業の人員整理の可能性や属人的な失業の可能性の高低に関わりなく、賃金の一定割合の保険料を徴収する保険である。

<sup>40</sup> この結果、保険料を負担する集団と給付を受ける集団が必ずしも一致しなくなる。

2 模式図による説明

収入と支出、収支差を累積した積立金の三者の動きを模式図でみて、積立金の果たす役割を確認してみよう。今、各時点（四半期）の収入は100で一定、支出は100を中心にプラスマイナス50、50～150の範囲で、4年周期（16四半期）で変動するものとする。また、1年目の第1四半期から支出が収入を上回り始めるものとする。図のA～Cの間が、支出が収入を上回る赤字の期間で、次のC～Eの間は支出が収入を下回る黒字の期間となる。

【図 2-2】

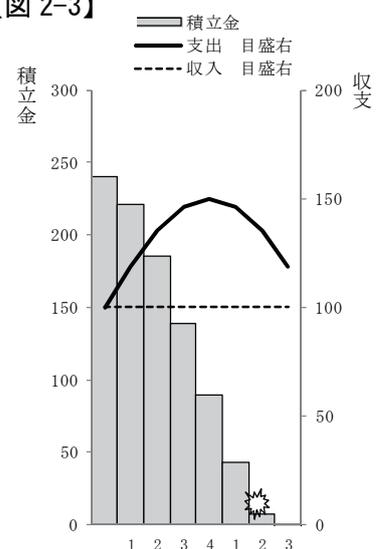


積立金は最初の時点（1年目の第1四半期の期首時点）300あるとすると、各四半期末時点の額は図2-2のように変動する。300あった積立金はCの時点（2年目の第3四半期末）には50を下回る水準にまで減少する。差額は、その間の支出が収入を上回る分、つまり赤字分の補てんに充てられる。図のABCで囲まれる部分の額に相当する。Cを過ぎると、支出が収入を下回る黒字の局面に入り、積み立てが始まる。Eの時点（4年目の第3四半期）では300の水準まで戻る。その後は、A～Eの繰り返しである。

（積立金が少ないと）

もし、当初の積立金が300よりも少ない水準、例えば240であれば、次の図3のとおり、積立金は2年目の第2四半期末にかろうじて残っている状態となり、第3四半期には当該期の収入と併せても支出を賄えない状態となる（積立金が枯渇する）。

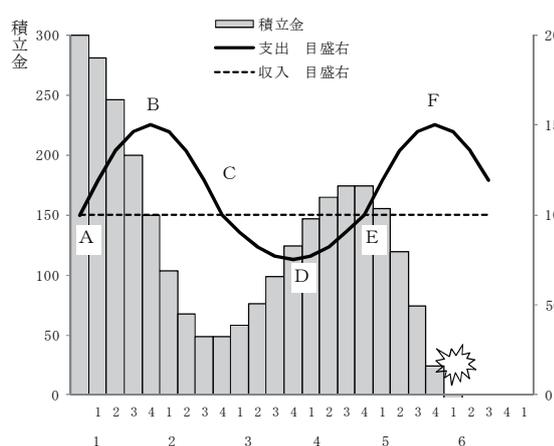
【図 2-3】



(黒字幅が小さいと)

このような積立金が不十分な事態は、たとえば下図 2-4 のように、D時点の黒字幅が小さいか、図 2-5 のように黒字の期間が短いと生じる。

【図 2-4】



【図 2-5】

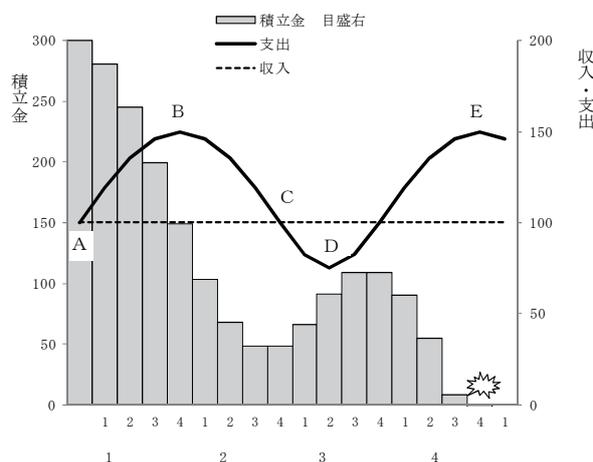
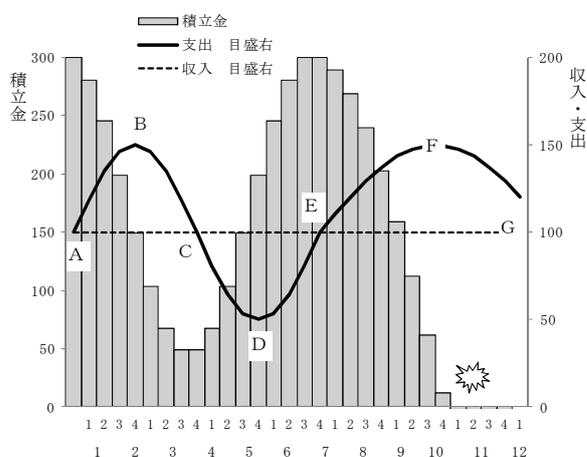


図 2-4 ではD時点の黒字幅がB時点の赤字幅の 0.5 倍程度である。この場合、Eの時点で 170 程度までしか積み上がらず、次の景気後退期の赤字が A～C と同じであると、積立金が枯渇してしまう。図 2-5 は黒字の期間が 2 年続かず、1 年で再び赤字になった場合である。やはり、次の景気後退期の赤字が A～C と同じであると、積立金が枯渇してしまう。

(赤字が長期化すると)

また、Eの時点で 300 まで積み上がったとしても、下図 2-6 のように次の景気後退の赤字局面 E～G が長期化すると、やはり途中で積立金が枯渇する事態となる。

【図 2-6】



以上は単純な模式図である。保険料収入は一定としたが、実際は賃金や雇用者数の動きに連動するし、料率改定もあるから一定でない。現実には、図 2-1 のとおりで複雑である。

(模式図からわかること)

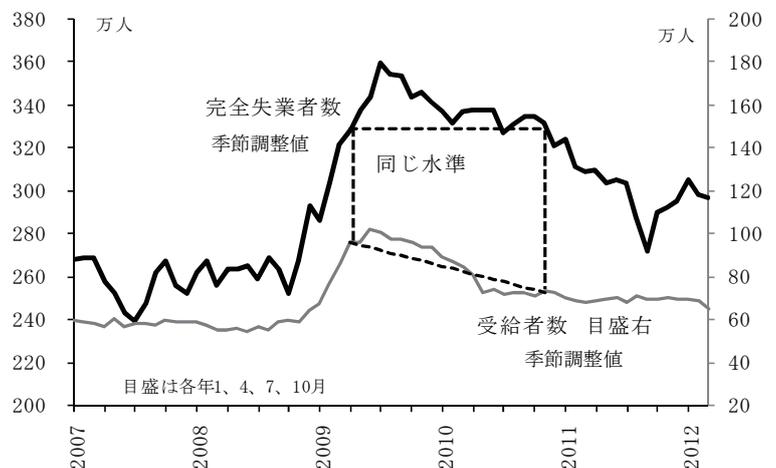
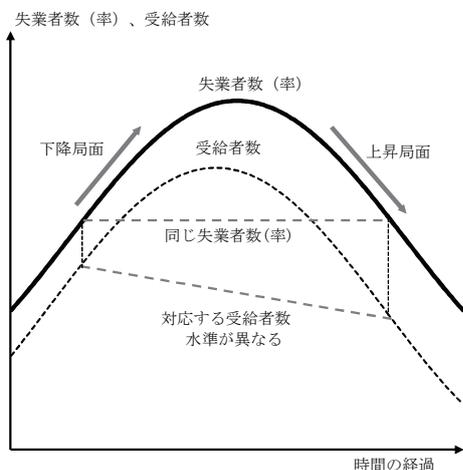
それでも、この単純な模式図から、改めて次のことがわかる。

一つは、**積立金は赤字補てんの財源**であるということである。将来、経済変動に伴い支出が収入を上回る間、その赤字の補てんに充てられる。収支残の累積である積立金は余剰金のイメージを持たれるかもしれないが、雇用保険の場合は、経済変動に伴う収支差の赤字を埋めるという重要な機能を担うものである。

二つ目は、しかしながら次のとおり、その水準の評価が困難であることである。

- ① 収支変動（景気変動）の局面によって積立金の水準が違う。
  - ② 特に、支出の水準が同じでも、支出が増える局面と減る局面で積立金の水準が違う。
  - ③ 支出の変動の幅、周期の長さの特定が困難である。
  - ④ 収入の動きも予測困難である。
- ① まず、収支変動（景気変動）の局面によって、積立金の水準に違いがある。図2でいえば、現時点をA～C～Eの間のどこと考えるかで、積立金の水準が異なる。今がAの時点であって積立金が少なければ、図2-3のとおり枯渇し、給付できない事態となる。しかし、Bの時点（支出額が極大となる景気底入れ時期）であれば、積立金は100あればよい。もし300もあり、図2のような収支の動きであれば、積立金は過大と言わざるを得ない。
- ② 特に、支出額の水準が同じであっても、支出が増える局面と減る局面で、積立金の水準に違いがある。図2-2でいえば、減る局面である時点Cと増える局面である時点Eでは、支出の水準は同じであるが、積立金の水準はまったく異なる。支出額は概ね受給者数に応じて定まる。同じ受給者数でも、景気の上昇局面か下降局面かで、必要な積立金の水準が異なるということになる。

(補足) 受給者数を失業者数(率)に言い換え、同じ失業者数(率)で必要な積立金の水準が異なる、とも言える。この場合、本文の理由に加え、さらに、対応する受給者数が異なるということも併せて考える必要がある。景気の上昇局面は非自発的な離職が相対的に少なく、所定給付日数が短い者が相対的に多いのに対し、下降局面は非自発的な離職が多く、所定給付日数の長い者が多い。その結果、失業者数(率)が同じでも、局面によって、対応する受給者数が異なると考えられる(下左の模式図参照。右はいわゆるリーマンショック前後の実績)。



注 受給者数の季節調整は執筆者が行った。

- ③ さらに、支出の変動の幅、周期の長さの特定が困難である。図 2-2 は支出の振幅を 50、周期を 4 年などとしているが、実際の変動についてそのような値の特定はできない。実際の変動幅や期間は、経済情勢により刻々と変わっていくものである。図 2-4 や図 2-5 でみたとおり、同じ積立金の水準であっても、その後の支出変動の振幅や期間がどうなるかによって、過不足の状況が変わる。
- ④ 収入の動きも予測困難である。模式図は収入を一定と置いているが、これも被保険者数と賃金の動向によって変化し、さらには保険料率に左右される。保険料率は、積立金と失業等給付額の関係で、法定基準料率（現在 1000 分の 14）のプラスマイナス 1000 分の 4 の範囲で変更することができる。実際、何回も改定されてきており、その都度、保険料収入が増減する。保険料率の改定が、保険料収入に影響を与える道筋は単純ではない。保険料負担の変化は労働需要、労働供給に影響を与えられ、被保険者数や賃金の水準も左右する可能性もある。

（補足） 雇用保険の場合、支出の‘現価’と収入の‘現価’の差額を、積立金として適当な水準と考えることは適当でない。積立金は将来の収入と合わせて、将来の支出を賄う財源となる。

将来の収入+現在の積立金——>将来の支出

そこで、将来の収入の現価+減殺の積立金と、将来の支出の現価の大小、或いは、将来の収入の現価と将来の支出の現価の差額と積立金を比べることが多い。現価とは、将来各時点の収入、支出を現時点に割り戻して合計した額のことである。厚生年金保険でいえば、「平成 21 年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」報告書 80 頁の図「厚生年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）」等はこの考え方に立った図である。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001kr28-att/2r9852000001kwum.pdf>)

しかし、雇用保険の積立金は、黒字の累積を赤字のときに費消するためのものである。赤字、黒字を繰り返さざるを得ない雇用保険財政において、収支差を均す、言わばバッファ機能を果たす。そのため、将来全期間にわたって、支出と収入の現価を足し上げ、その差額と積立金を比べるのは、適当とは言えない。仮に現時点で積立金が収入現価と支出現価の差に相当したとしても、将来、常に収支差の赤字を賄えるとは限らない。

### 3 積立金の評価

このように、積立金のあるべき水準について、将来予測を行って定量的に評価することは困難を伴う。

そこで、モンテカルロ・シミュレーションの手法で、将来の積立金の分布を確率的にとらえることを試みた。モンテカルロ・シミュレーションとは、前提の一部をある確率分布に沿って変えつつ、シミュレーションを何回も繰り返し、生じる可能性のある結果をみる手法である。リスク管理の手法として用いられることが多い。人為的にコントロールできず、確率的にしかわからない前提を変化させる。雇用保険の場合、積立金の今後は、収支の今後の変動いかんによる。収支の今後の変動は、収入であれば被保険者数や賃金、支出であれば被保険者資格喪失（離職）や資格喪失から受給に至るまでの状況など、様々な要素の将来値について、どのような前提を置くかによって変わる。前提の一部を変えれば、積立金の将来像も異なるものとなる。

## 第2章

いずれも人為的なコントロールの難しい要素である<sup>41</sup>。今回は、被保険者資格喪失から受給に至るまでの状況と、初回受給から受給終了にいたるまでの状況<sup>42</sup>について、実績から得られた理論分布に沿って変化させつつ1000回繰り返すモンテカルロ・シミュレーションを行った。詳細は章を改め、次章で述べる。

また、貿易再保険、農業共済再保険<sup>43</sup>などの一部の公的保険の特別会計では、積立金についてソルベンシー・マージン比率が計算されている。民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の前測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成8年大蔵省告示第50号）を参考に試算（「平成22年度農業共済再保険特別会計 決算に関する情報」等）したものである。会計検査院の「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書 特別会計改革の実施状況等に関する会計検査の結果について」（平成24年1月）においてもソルベンシー・マージン比率が言及されている。

保険の性格（積立金の果たす役割）の違いに留意しなくてはならないが、雇用保険の積立金についても求めてみることは、他の公的保険との比較の観点からも一定の意義はあろう。そこで次項で、雇用保険の積立金について求める場合の考え方を整理してみた。

（補足） 積立金の趣旨は、支出が増え収入が不足する時期に、収支差の赤字を埋める財源となることにあるから、過去、連続して支出が収入を上回った期間の上回った部分（つまり赤字分）の総額を求めてみれば、積立金の大きさを考える上で参考になると思われる。図2-2で言えば、ABCで囲まれた部分を金額で評価することに相当する。最近では、1994年度から2002年度まで9年連続して赤字で、この間の赤字を単純に合計すると4.3兆円となる。

しかし、赤字を単純に合計することには注意が必要である。まず、過去の金額を現在価値に直す必要がある。次に、この間にあった2001年度、2002年度の料率改定や2000年改正による所定給付日数の見直しの影響も考慮しなくてはならない。さらに、支出には、景気変動よりも人口構成や女性の職場進出など別の要因による変動も大きいと考えられる高齢者や育児休業者の雇用継続給付などの支給額も含まれる。景気変動に伴う赤字補てん財源としての積立金の大きさを考えるわけであるから、このような給付の支給額の取扱いを検討しておく必要がある。

### 4 ソルベンシー・マージン比率

民間保険会社の経営の健全性を判断する基準の一つに「ソルベンシー・マージン比率」があ

<sup>41</sup>給付日数や給付率などの制度そのものの変更はここでは含めない。ただし保険料率については、複数のケースを置いて計算した（第3章）。

<sup>42</sup>他の要素、例えば被保険者数や賃金、資格喪失の割合（離職率）などは、基本的に、時系列モデルの考え方で将来値を置いた。離職率についてのみ、時系列モデルで得られる将来値の信頼区間の上限、下限で推移とした場合の計算も行った（第3章）。

<sup>43</sup>いずれも再保険である。例えば、農業共済再保険は、風水害、病虫害などによる損失補てんを目的に、全国各地域にある農業共済組合又は市町村が行っている農業共済事業に係る再保険である。この再保険は二段階から成る。まず、各農業共済組合等は、‘通常標準被害率’を超える異常災害分を全国に41ある農業共済組合連合会が負担するように、農業共済組合連合会に再保険を付す。さらに、各農業共済組合連合会は、‘異常標準負担率’を超える分を政府の農業共済再保険特別会計から負担するように、政府に再保険を付す。再保険を引き受ける側にとっては、事故の発生率が異なるものの、保険を引き受けるのと変わりはない。（再保険に付する側にとっては、責任準備金の算定の仕方が変わるなどの違いが出てくる。）

る。保険会社のソルベンシー・マージン比率についてみた後、これにならって雇用保険の積立金のソルベンシー・マージン比率を求めるとすれば、どのような計算が考えられるか、考え方を整理してみた。

## ア 保険会社のソルベンシー・マージン比率

民間保険会社のソルベンシー・マージン比率は、財務省「平成23年版特別会計ガイドブック」によれば、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率であって、

「民間保険会社が、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化など「通常の予測を超えるリスク」に対して、どの程度自己資本・準備金などの「支払余力（マージン）」を有するかを示す経営健全性の指標」

である。この比率が200%以上であることが、民間保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準とされている。

### （法令の規定）

保険業法及び保険業法に基づく規則、告示に、保険会社のソルベンシー・マージン比率に関する規定がある。平成4年保険審議会答申「新しい保険事業のあり方」において、金融自由化の進展等を背景に、保険会社が直面する諸リスクが増大する中、リスク管理体制整備の一環として諸外国で受け入れられているソルベンシー・マージン基準の考え方を導入し、早期警戒システムの一環として行政監督上活用するため、法令上の根拠を設けることが適当とされたことを受けて、平成7年保険業法（施行は平成8年）に設けられた。現在の規定振りは次のとおりである。

第130条（健全性の基準） 内閣総理大臣は、保険会社又は保険会社及びその子会社等に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

- 一 資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額
- 二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額として内閣府令で定めるところにより計算した額

（他に外国保険会社等、免許特定法人、保険持株会社の子会社である保険会社に関しそれぞれ202条、228条、271条の28の2に同様の規定がある。）。

内閣総理大臣の定める基準は、「保険業法第130条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等（平成11年1月13日金融監督庁大蔵省告示第3号）」にある。次のとおりである。

保険業法（平成7年法律第105号）第130条、第202条、第228条及び第271条の28の2の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を次のように定め、平成11年3月31日から適用する。

## 第2章

- 一 保険業法（以下「法」という。）第130条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、200パーセント以上とする。

$$\frac{\text{法第130条第1号に掲げる額}}{(1/2) \times (\text{法第130条第2号に掲げる額})}$$

（二号以下略）

法第130条第1号に掲げる額の計算方法は、保険業法施行規則86条（健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等）と86条の2（健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等）に、第2号に掲げる額の計算は同87条（通常の予測を超える危険に対応する額）に、さらにこれらを受けた平成8年大蔵省告示50号「保険業法施行規則第86条等の規定に基づく保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等」において規定されている。

### （趣旨）

このように、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を設ける趣旨は次のとおりである。

- ① 保険会社は従来、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならないとされている（保険業法116条）。責任準備金については、保険業施行規則にさらに詳しい規定がなされている。生命保険会社は保険業法施行規則69条に、損害保険会社については同70条である。
- ② しかし、予測を超える保険事故の発生や資産運用成績の悪化で、責任準備金だけでは保険金等の支払いに対応できなくなった場合は、支払い責任履行のため、保険会社は自己資本や準備金等を取り崩す。自己資本等は責任準備金を超える保険金支払いの最終的な担保である。これをソルベンシー・マージン（支払い余力）と呼ぶ。ソルベンシー・マージンが通常の予測を超えるリスク相当額に比して大きければ、保険会社は支払能力が充実していることになる。
- ③ 金融の自由化の進展、保険事業の規制緩和、競争の促進に伴いリスクが増加する中で、保険会社の経営の健全性を判断するための指標として、ソルベンシー・マージンをみる必要性が増してきた。
- ④ そこで次の比率を、保険会社が、通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度「自己資本」等の支払余力を有するかを示す指標——ソルベンシー・マージン比率とすることにする。

$$\frac{\text{支払い余力}}{1/2 \times \text{通常の予測を超える危険に対応する額}} \times 100$$

- ⑤ 行政は、保険会社の経営の健全性を確保していくための手法として、保険業法第132条第2項に基づき、ソルベンシー・マージン比率による早期是正措置を行い、保険会社の経営について早期事前チェックを期する（ソルベンシー・マージン比率が100%以上200%未満、同0%以上100%未満、同0%未満の区分に応じて、命令の内容が変わる（保険業法第132条、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令（平成12年6月29日総理府・大蔵省令第45号））。

## イ 雇用保険の積立金のソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率を規定する保険業法においては、雇用保険は適用除外であるが<sup>44</sup>、雇用保険の積立金に、保険会社について使われる手法を当てはめ、

$$\frac{\text{積立金}}{1/2 \times \text{通常の予測を超える危険に対応する額}} \times 100$$

を積立金のソルベンシー・マージン比率とする。

分母の通常の予測を超える危険に対応する額については、雇用保険の場合、保険会社に関する規定である保険業法施行規則87条に挙げられている<sup>45</sup>第三分野保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクは無関係であり、資産運用は財政融資資金法及び特別会計法に従って財政融資資金に預託しているので、資産運用リスクはゼロと置く。

そこで、通常の予測を超える危険に対応する額は、保険リスクと経営管理リスクの2つに對

<sup>44</sup>保険業法第2条（定義） この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

<sup>45</sup>保険業法施行規則87条では、次の額を基礎として計算するものとされている。

- ・ 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険）
- ・ 第三分野<sup>準</sup>保険の保険リスク 注 主に医療・介護分野
- ・ 予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）
- ・ 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険）
- ・ 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険）
- ・ 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、上期に掲げる各危険に該当しないもの）

具体的には、それぞれ、平成8年大蔵省告示50号「保険業法施行規則第86条等の規定に基づく保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等」に規定がある。いずれも保険年度という1年間を期間とするリスクに対応する額である。

また、損害保険会社については、最初の「保険リスク」が、一般保険リスクと巨大災害リスクに分けられている。

## 第2章

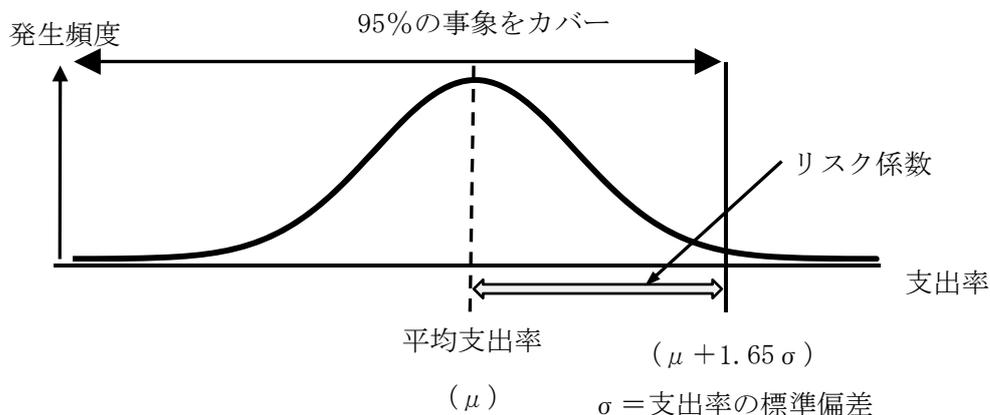
応する額の合計と考えることにする。

さらに、雇用保険は、損害保険事業免許が対象とする事業の一つである「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険」（保険業法第3条第5項第1号）<sup>46</sup>に該当すると考えられる。損害保険会社の保険リスクが、一般保険リスクと巨大災害リスクに分けられていることになり、保険リスクを一般保険リスクと巨大災害リスクの二つに分けて考える。

### (i) 一般保険リスク

収入よりも支出が上回ると、上回った分だけ積立金を取り崩される。支出が収入を上回るリスク、つまり赤字のリスクのうち一般保険リスクに対応する額は、保険会社の場合にならない、赤字がそれを上回る確率が5%未満となるような額とする<sup>47</sup>。‘リスク係数’に収入額または3年間の平均支出額を乗じ、大きい方の額とする<sup>48</sup>。リスク係数は、支出率（＝支出／収入）の分布が正規分布になると仮定して、95%の事象をカバーする最大支出率と平均支出率の差に相当するもので、過去20年間の各年度の支出率の標準偏差を1.65倍したものをとる<sup>49</sup>。

額を得るのに過去の収支の差額を直接使わずに支出率を使うのは、過去の収入、支出の水準がその時々賃金水準、被保険者数の水準などによって異なるためである。



<sup>46</sup>人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険を対象とする生命保険事業では扱わない保険である。

<sup>47</sup>「平成8年大蔵省告示50号」に定められているリスク係数の考え方は従来90%であったが、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（平成19年4月3日、金融庁ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム）「Ⅱ 具体的な見直しの実施に向けての考え方 2. リスクについての考え方に」において「例えば95%程度を信頼水準引き上げの目標とするのであれば、保険会社に対する財務上の影響や、健全性評価に対する信頼性の向上の両面からみて適当」とされ、平成22年4月にリスク係数信頼水準の引き上げ（90%→95%）の改定がなされた（金融庁「金融庁の1年（平成21事務年度版）」）。

<sup>48</sup>「平成8年大蔵省告示50号」別表第三に、保険金基準について、「正味発生保険金については巨大災害に係るものの額を除くこととし直近の三事業年度の平均値を使用することとする」とあることになり、支出額を用いるときは、直近3年度の平均をとる。保険金の額は、年による変動が大きいための措置と思われる。収入額にリスク係数を乗じるのが保険料基準、支出額にリスク係数を乗じるのが保険金基準である。別表第4に「別表第三のリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする」とある。

<sup>49</sup>収支差の赤字と黒字が一巡する期間が最近では概ね20年であった（図2-1）ことから20年で計算した。収入額と支出額は長期的には均衡すると考えられることから、リスク係数は保険料基準、保険金基準で共通と考える（民間保険会社の場合、保険料の一部が保険事業を営むための費用に充てられ、その分、保険料収入と保険給付額に差があることから、「平成8年大蔵省告示50号」にあるリスク係数は保険料基準と保険金基準とで異なる。）

支出率＝支出額／収入額

支出額：失業等給付と業務取扱費の計

収入額：二事業分を除く保険料収入、失業等給付に係る国庫負担、運用収入等の計

リスク係数＝1.65×支出率の標準偏差（過去20年の支出率の実績から算定）

1.65：標準正規分布で95%の事象が収まる値

リスク額＝収入額×リスク係数または3年間平均支出額×リスク係数の大きい方

## （ii） 巨大災害リスク

損害保険会社の場合、関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払保険金と、昭和34年の台風第15号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払保険金のいずれか大きい額とされている（平成8年大蔵省告示第50号）。

これにならい、首都圏に関東大震災に相当する規模の地震が発生したときに想定される基本手当等の支給額の増分を、巨大災害リスクに対応する額とする。雇用保険の場合、伊勢湾台風に相当する台風が首都圏を通過した時に比べ、はるかに大きな影響を受けると考えられる。

まず、東日本大震災の被災県における離職票交付件数、受給資格決定件数等のデータを参考として、首都圏における震災に伴い離職を余儀なくされた初回受給者数を特定する。

首都圏以外の道府県も、首都圏に関東大震災並みの地震が発生することで影響が全国に及ぶことから、雇用保険基本受給率が、当該道府県の過去最高の水準になるまで悪化するとする。この過去最高の雇用保険基本受給率となるのに必要な受給者実人員の増分を求め、受給者の平均受給月数の実績などから、初回受給者数の増分——震災に伴い離職を余儀なくされた初回受給者数を求める。

こうして人数を求めた震災に伴い離職を余儀なくされた初回受給者は、倒産、解雇等による特定受給資格者とみなし、所定給付日数の分布は、特定受給資格者の実績によることにする。また、その月別の分布は、東日本大震災の際の受給資格決定件数増加の月別の状況にならう。

震災に伴い離職を余儀なくされた初回受給者も、初回受給後、再就職や元の職場に復帰すると考え、基本手当（所定給付日数分）の支給に要する費用は給付実績を踏まえて算定する。

所定給付日数の3分の2以上（又は3分の1以上）などの要件を満たして再就職をした場合に支給される再就職手当に要する費用についても、特定受給資格者に係る再就職手当の実績を踏まえて算定し、計上する。

所定給付日数を終了した者（再就職等しない者）は、特定受給資格者の扱いであるから、60日（被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日）分の個別延長給付を受けるものとする。個別延長給付に要する費用も、給付実績を踏まえて算定する。

首都圏については、個別延長給付が終了した時点で、特例延長給付の適用を受けるとする。特例延長給付は、東日本大震災の際の特例措置にならい、60日間の特例延長がなされるとするものである。

## 第2章

また、震災後、基本受給率が4%を超える月が4月以上となることを確認のうえ、指定期間を1年6か月とする全国延長給付が発令されるものとする（首都圏の所定給付日数330日の受給者は、330日（基本分）+30日（個別延長）+60日（特例延長）+90日（全国延長）=510日≒1年6月にわたり、雇用保険を受給することを踏まえ、全国延長の指定期間を1年6月の期間とする）。全国延長給付に要する費用については、震災に伴い離職を余儀なくされた者以外の受給者にも適用されるので、その費用も含める。全国延長給付に要する費用の算出は、個別延長の場合の給付実績を踏まえ、全国延長中に再就職等で支給を受けなくなる者もいることを反映させる。

なお、全国延長は、個別延長、特例延長がある場合は、これらの後に適用されるものである。

### (iii) 経営管理リスク

雇用保険業務の運営上、通常の予測を超えて発生しうる危険であって、システム停止等他の危険に属しないリスクである。保険会社の場合、各リスク相当額の合計額に2%（繰越利益剰余金が零を下回る会社でない場合）を乗じた額とされていることにならない、一般保険リスクと巨大災害リスクの合計額に2%を乗じて得た額とする。

### ウ 留意点

- ① この雇用保険の積立金のソルベンシー・マージン比率は、基本的には、積立金の大きさを、年間収支の赤字額の最大値と一度の巨大災害による支出増の合計に対する比率をみたものである。1年という期間でみた、積立金が有する保険金等の支払能力の充実の状況と言える。
- ② 分母の通常の予測を超えるリスクに対応する額は、その内容からして大きくは変動しないが、分子の積立金は、過去の実績によれば大きく変動する。このソルベンシー・マージン比率も大きく変動することになる。

比率が低く推移する場合（積立金が少ない状態で推移する場合）、財政健全性維持の観点から慎重を期さなくてはならない。経済情勢の成り行きいかんでは、1年間で大きな赤字額が発生し、積立金の枯渇もあり得るからである。

## 第2章参考文献

- ・「損害保険論」木村栄一、野村修也、平澤敦 2006年有斐閣
- ・「はじめて学ぶリスクと保険[第3版]」下和田功編 2011年有斐閣
- ・「新版雇用保険法（コンメンタール）」財団法人労務行政研究所編 2004年労務行政研究所
- ・「最新保険業法の解説[改訂版]」安居孝啓編著 2010年大成出版社
- ・「保険業法逐条解説（XVIII）第128条～第134条」北村雅史大阪市立大学教授（関西保険業法研究会）生命保険論集第143号 2003年6月公益財団法人生命保険文化センター